

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 8 年 1 月 20 日
 担当部・課：教育委員会学校管理課〔内線 5032〕

① 件名	物価高騰への対応に伴う学校給食費支援事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（以下「経済対策」という。）に係る国の補正予算が成立し、全国の自治体に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加配分された。</p> <p>【目的】 同交付金を活用し、幼稚園及び小中学校の給食実施に係る保護者負担軽減事業を実施するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち 第 1 節 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進 1 快適な学習環境の向上と充実を図る</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 7 年 4 月 令和 7 年度物価高騰対策事業の実施 1 1 月 石巻市学校給食センター運営委員会に学校給食費について諮問 石巻市学校給食センター運営委員会から学校給食費について答申 経済対策が閣議決定 1 2 月 第 219 回臨時国会において令和 7 年度補正予算成立 関係部課協議 令和 8 年 1 月 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画裁定 令和 8 年度当初予算裁定</p>
⑤ 主な内容	<p>【保護者負担軽減に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用】 小学校の保護者負担額については、国の施策である「給食費負担軽減交付金（仮称）」に基づき補助が示されたが、補助基準額では本市の給食費を全額賄うことができないことから、補助基準額を超える部分については、市と保護者で折半し、市の負担部分については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する。 中学校及び幼稚園についても、単価引上げによる保護者負担の影響を可能な限り緩和するため、2 年間による段階的な緩和措置を実施し、改定前保護者負担分と改定後保護者負担分の差額を市と保護者で折半し、市の負担部分については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 物価高騰に見合った学校給食費単価に改定したことによる保護者負担に対し、急激な負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食の提供を維持することができる。</p> <p>【市財政への負担】 令和 8 年度予算額 学校給食費保護者負担軽減事業 75,296 千円 （財源）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国）10/10</p>

<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>県内他市においても、物価高騰に見合った単価改定を予定しているが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担の軽減を図ることとしている。 また、同交付金を活用し、小学校給食費無償化を図る予定としている自治体もある。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和8年2月 市議会第1回定例会に係る予算案を提案 令和8年石巻市教育委員会第2回定例会において報告 保護者に学校給食費改定（案）を周知 3月 石巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正 4月 改定後の学校給食費及び保護者負担額の適用開始</p>
<p>⑨ その他</p>
<p></p>